

第 26 回宮古市農業委員会
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

第 26 回宮古市農業委員会総会議事録

令和 5 年 6 月 21 日、第 26 回総会は市民交流センター多目的ホールに招集された。

1. 開会日時 令和 5 年 6 月 21 日(水)午後 3 時 30 分
2. 閉会日時 令和 5 年 6 月 21 日(水)午後 4 時 00 分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 8 名)

2 番 古舘 秀巳 委員	3 番 竹野 牧子 委員	5 番 中野 正隆 委員
6 番 福士 永輝 委員	7 番 去石 徹 委員	8 番 畠山 一伸 委員
9 番 阿部 剛夫 委員	10 番 飛澤 教男 委員	

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 1 名)

4 番 山崎 安人 委員

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長	佐々木 俊彦
次 長	小野寺 泉
農地利用最適化事務専門員	山桑 成美

6. 会議に付した事件

日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

日程第 3 議案第 1 号 農地法の適用外証明願いについて

議案第 2 号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

議案第 3 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務
の実施状況の公表について

— 午後 3 時 30 分 開会 —

議 長
(飛澤教男会長)

本日は、4 番山崎委員から欠席の連絡がありました。
現在、委員 9 名中 8 名の出席です。
宮古市農業委員会会議規程第 11 条の定足数に達しておりますので、これより第 26 回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章 6 番」を朗読いたします。
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章 6 番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議 長

ありがとうございます。
それでは、日程第 1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第 13 条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議事録署名委員には 5 番中野委員と 7 番去石委員を、書記には事務局の小野寺次長を指名いたします。

議 長
(報告第 1 号)

次に、日程第 2、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の 1 ページをお開き願います。

(議案書の報告第 1 号を朗読)

今月の受理件数は 12 件で、すべて相続による所有権移転で、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

それでは、6 月分届出合計を読み上げて報告といたします。

4 ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議 長

報告が終わりました。
報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。

どなたかございませんでしょうか。

去石委員。

7 番去石委員

7 番去石です。河川区域になっているのは、例えば川が氾濫してとかそういうことでしょうか。

議 長	小野寺次長。
小野寺次長	河川区域に分類された要因につきましては、現地確認ができていないためお答えできず申し訳ございません。
議 長	そのほかございませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
議 長 (議案第1号)	ないようですので、次に、日程第3、議案第1号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。 付議番号1番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。
佐々木事務局長	議案書の5ページをご覧ください。 (議案書の議案第1号を朗読) 付議番号1番についてご説明いたします。所在図は1ページ、資料のナンバー1をご用意願います。 (議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明) 付議番号1番につきましては、去る6月15日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の上須賀委員、事務局で現地を確認しております。1の適用外証明の範囲でございます。(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2の他法令関連事項でございますけれども、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の上須賀委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。
5番中野委員	5番中野です。ただいまの佐々木事務局長の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。 次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

付議番号2番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー1の2をご用意願います。

(議案第1号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー1の2をご覧願います。6月15日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局で現地を確認しております。1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2の他法令関連事項でございます。農振地域整備計画との関連は、振興地域外でございます。3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでした。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。

5番中野委員

5番中野です。ただいまの佐々木事務局長の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。

次に、付議番号3番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の6ページをご覧願います。

所在図は3ページ、資料のナンバー1の3をご用意願います。

(議案第1号付議番号3番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー1の3をご覧願います。

6月15日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の崎尾委員、事務局で現地を確認しております。1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるものでございます。「長年月を経過した土地」につきましては、先ほどの付議番号1番、2番と同じでございます。次に、2の他法令関連事項でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地域内でございます。3の調査意見につきましては、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の崎尾委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。

5番中野委員

5番中野です。ただいまの佐々木事務局長の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号3番の審議を終わります。

次に、付議番号4番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

付議番号4番についてご説明いたします。

所在図は4ページ、資料のナンバー1の4をご用意願います。

(議案第1号付議番号4番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー1の4をご覧願います。

6月15日に月当番の中野委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局で現地を確認しております。1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合におきまして「長年月を経過した土地」ということで、1番から3番と同じでございます。20年を経過したもの、に該当するものでございます。2の他法令関連事項でございます。農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。本案件につきましては、平成30年2月23日付けで適用外証明をしている土地でございますが、願出人が証明書を紛失してしまったもので、変更登記ができない状態でございます。今回改めて農地法の適用外証明願いが出されたものでございます。

なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

次に、月当番の5番中野委員に発言を許します。中野委員。

5番中野委員

5番中野です。ただいまの佐々木事務局長の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見
ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号4番の審議を終わります。
以上で議案第1号の審議を終了いたしました。これより、議案第1号
「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願
います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長
(議案第2号)

次に、議案第2号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」
を議題といたします。

事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の7ページをご覧ください。

(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

議 長

説明が終わりました。これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見
ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

ないようですので、これで議案第2号の審議を終了いたします。
これより、議案第2号「宮古市農用地利用集積計画を定めることにつ
いて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長
(議案第3号)

次に、議案第3号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の
状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。

事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案第3号でございます。

(議案書の議案第3号を朗読)

この最適化の推進の状況等の公表でございますけれども、農業委員会等
に関する法律第6条で最適化の活動をしているものでございます。それに

つきまして公表をしていくものでございます。公表につきましては、これまでも毎年公表しているものでございます。先ほどの検討推進会議のところで別表1、別表2を使いまして目標に対する点検評価については、説明をさせていただきました。今回議案として提出するものは、実際に公表する所定の書式につきまして、内容等につきまして議決をいただくものでございます。

それでは資料ナンバー2につきましてご説明いたします。

まず1ページでございますけれども、これは農業委員会の状況で、令和4年4月1日現在で、これは令和4年度の目標で現在公表しているもの、そこを転記しているものでございます。

2ページをご覧ください。Ⅱの最適化活動実施状況でございます。1の最適化活動の成果目標につきましては、(1)の農地の集積でございますけれども、現状と課題、それから目標につきましては、目標設定で現在公表しているものでございますので説明は割愛いたします。③の実績についてご説明いたします。今年度の新規の集積面積でございますけれども、1.5ヘクタールでございます。農地面積につきましては、これは実際の耕地面積でございますけれども、1,990ヘクタールでございます。令和4年度末の集積面積でございますけれども、336ヘクタールでございます。今年度末、令和4年度末の集積率は16.9パーセント。目標に対する達成状況でございますが、これは、目標の集積率と実績の集積率を比較して達成状況を出すもので、75.4パーセントとなっているところでございます。農業委員会の点検結果といたしましては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び関係機関が連携して活動したが、担い手への集積面積、率ともに目標を下回る結果となった、というところでございます。次の(2)の遊休農地の発生防止、解消でございます。ここにつきましても、現状、課題、目標につきましては、公表している目標をそのまま転記するものでございますので、これについては、説明は割愛いたします。3ページの③の実績でございます。アの既存遊休農地の解消でございます。まず緑区分の遊休農地の解消につきましては、令和3年度の緑区分の遊休農地の解消の実績でございますが、7.1ヘクタールでございます。目標に対する達成状況は78.9パーセントでございます。また、黄色区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況につきましては、策定には現在のところ至っていないところでございます。次に、イの新規発生遊休農地の解消につきましては、解消面積はございませんでした。次に、農業委員会の点検結果でございます。農業委員と農地利用最適化推進委員の推進班による最適化活動を実施したが、既存の緑区分の遊休農地解消実績は目標を下回る結果となった、というものでございます。次に4ページをご覧ください。(3)の新規参入の促進でございます。これにつきましても、①の現状課題、②の目標につきましては、目標設定から転記するもので説明は割愛いたします。③の実績でございます。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は1.9ヘクタールでございます。目標の1.5ヘクタールを上回ってございますので、目標に対する達成状況は126.7パーセントでございます。これに対する農業委員会の点検結果につきましては、公表した農地面積の実績は目標を達成している。今後も、関係機関と緊密な連携を図りながら、新規就農希望者に対し相談、支援を継続実施していく、というものでございます。

次に5ページでございます。2の最適化活動の活動目標でございます。これにつきましても、②の実績につきましてもご説明いたします。実績といたしましては、活動強化月間の設定回数は3回でございます。7月に遊休農地の発生防止・解消ということで取り組みをいたしまして、遊休農地の発生防止・解消を進めることができた。2回目は9月でございます。取り組みの項目は農地の集積。強化月間の結果といたしましては、新規遊休農地の把握、担い手等への集積に向けた情報を収集することができたというものでございます。3回目が11月で、取り組みの項目は、遊休農地の発生防止・解消でございます。強化月間の結果といたしましては、土地所有者の意向把握を進めることができたというところでございます。次に6ページをご覧ください。新規参入相談会への参加でございます。これにつきましても、実績について説明いたします。新規参入相談会への参加回数は1回でございます。時期といたしましては、9月に実施されましたものに飛澤会長に出席をいただいているところでございます。相談会の内容といたしましては、就農に係るスケジュールのヒアリング、支援事業の利用条件の説明、農地に関する手続きの説明をしたところでございます。下の目標の達成状況の評語でございます。目標に対して期待どおりの結果となったというものでございます。また、推進委員等の点検、評価結果につきましては、先ほどの検討会議でもご説明いたしましたけれども、目標に対して期待をやや下回る結果となったというのが推進委員等30人というところでございます。

次に7ページでございます。その他の事務の実施状況につきましては、1総会は毎月実施して、12回実施いたしました。2の農地法3条に基づく許可事務でございますが、1年間の処理件数は7件で、すべて許可をいたしております。処理期間でございますけれども、標準の処理期間は申請受理から30日、平均の処理期間は25日、総会の開催日の公表それから申請書の締切日の公表につきましては、いずれも公表しているものでございます。3の農地転用に関する事務、意見を付して知事への送付ということで、1年間の処理件数でございますが、34件。うち許可相当として意見を送付したものが34件。不許可相当はございませんでした。処理の期間の標準処理期間でございますが、申請書受理から30日、平均の処理期間は25日でございます。4の違反転用への対応でございますけれども、違反転用の発見には至っていないという状況でございます。

なお、別表1、別表2につきましては、検討会議で説明した内容でございますので、説明は割愛いたしますけれども、資料のナンバー2につきまして、議決をいただいた後にホームページで公表をいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長

説明が終わりました。これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、議案第3号の審議を終了いたします。

これより、議案第3号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。これをもちまして、第26回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

— 午後4時00分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会長 飛澤 教男

署名委員 中野 正隆

署名委員 去石 徹